

平成25年9月定例会 環境対策特別委員会（事前）
平成25年9月24日（火）
〔委員会の概要〕

児島委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。（10時37分）
直ちに議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。
付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。
理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について（資料①）

【報告事項】

- 徳島県環境基本計画（案）について（資料②③）
- 生物多様性とくしま戦略（案）について（資料④⑤）

福井県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、9月定例会県議会に提案を予定しております環境対策関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。私からは、歳入歳出予算の総括表及び県民環境部関係について御説明を申し上げ、それ以外の関係につきましては、各所管部長から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

説明資料1ページをお開きください。一般会計・特別会計の歳入歳出予算案についてでございます。一般会計の補正総額につきましては、総括表の一番下の計欄、左から2番目に記載のとおり、18億3,382万6,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり、51億7,533万円2,000円となります。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、県民環境部関係について、御説明申し上げます。

総括表の一番上の県民環境部の欄を御覧ください。県民環境部の補正額といたしまして、17億8,077万1,000円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、28億6,170万6,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、県民環境部の各課別の主要事項につきまして、御説明申し上げます。3ページをお開きください。

まず、環境首都課関係でございます。環境衛生指導費の摘要欄①一般環境対策費として、計15億2,235万4,000円を計上いたしております。主な事業といたしまして、ア環境創造基金積立金では、前年度取崩し後の執行残額を積み戻すための経費といたしまして7,197万2,000円、イ自然エネルギー立県とくしま推進事業補助金では、補助金枠の拡充といたし

まして2億円、ウ新規事業みんなで活用！次世代太陽光発電実証事業では、シート状太陽光パネルの特性を生かした実証実験などの事業費として700万円、エ再生可能エネルギー等導入推進基金事業では、国の基金事業を活用し、自然エネルギーを導入した災害に強いまちづくりを推進するための積立金及び事業費といたしまして12億円、オ新規事業歩行者信号機LED化徳島モデル全国展開支援事業では、地元企業が開発した歩行者信号機用LED電球を活用した徳島モデルの全国展開に向けた取組の補助といたしまして4,000万円、カ新規事業とくしま環境学習フォーラム開催事業では、県民の環境学習への取組をより活性化させるため、環境学習フォーラムの開催経費として、140万円をそれぞれ計上しております。環境首都課の補正後の予算総額は、22億4,150万4,000円となります。

次に、環境整備課関係でございます。環境衛生指導費の摘要欄①廃棄物ゼロ社会づくり推進費として2億2,500万円を計上しております。これは、海岸における良好な景観及び環境を保全するため、国の地域環境保全対策費補助金を活用し、まず、イとして、環境創造基金に1億5,000万円を積み立てるとともに、この基金のうち、本年度分として7,500万円を取り崩し、アの新規事業とくしま海岸漂着物地域対策推進事業といたしまして、県内の海岸部における海岸漂着物の回収・処理事業及び発生抑制対策に関する事業を実施するものでございます。環境整備課の補正後の予算総額は、3億5,428万3,000円となります。

続きまして、環境管理課関係でございます。公害対策費の摘要欄①のア新規事業微小粒子状物質、いわゆるPM2.5、成分分析体制整備事業といたしまして2,892万5,000円を計上いたしております。これは、微小粒子状物質、PM2.5の発生メカニズムや、大気中での拡散状況の解明などを行うことによりまして、効果的な対策を推進するため、PM2.5の成分分析の実施体制を整備するものでございます。次の摘要欄②、国庫返納金の449万2,000円につきましては、平成24年度環境放射能水準調査の委託費について、当初の契約額と事業の決算額の差額を原子力規制庁に返納するものでございます。環境管理課の補正後の予算総額は、2億6,591万9,000円となります。

7ページをお開きください。その他の議案等の条例案でございます。今議会におきまして、徳島県地球温暖化対策推進条例の一部を改正する条例について、提出することとしております。これは、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、地球温暖化の定義を改めますとともに、エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部が改正されたことに伴う、所要の整理を行うものであります。

以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。続きまして、2点御報告させていただきます。

1点目は、徳島県環境基本計画案についてでございます。資料1といたしまして計画案の概要、資料2として計画案をお配りいたしております。資料1の概要で説明させていただきます。1ページを御覧ください。計画の概要でございます。〈1〉のとおり、本計画は、徳島県環境基本条例第10条に基づく基本計画として策定するものであります。〈2〉の計画策定の背景としましては、平成16年3月に策定いたしました現行計画が本年度をもって終了することに加え、東日本大震災の発生と福島第一原子力発電所の事故における教訓を踏まえた課題などから、環境を取り巻く情勢変化への対応が必要であるということから、新たな計画を策定するものであります。〈3〉計画期間といたしましては、2025年頃を展望しつつ、平成26年度から平成30年度までの5年間としております。〈4〉計画の構成といたし

ましては、基本的事項、基本目標、主要取組の展開、点検・評価の4章立てとしております。

2ページをお開きください。計画の基本コンセプトでございます。5年間の取組の基本コンセプトとして、徳島からの環境イノベーションを掲げ、1保全とイノベーション、2環境バリア、障壁の解消、3とくしまの環境のブランド化、4環境人材の育成と活用の四つの方針を設定するとともに、各分野別計画の目標をも取りまとめて、総合的な進捗管理を行ってまいりたいと考えております。

3ページから4ページにかけましては、5年間の取組目標でございます。1ライフスタイルの転換によるスマート社会とくしまを構築、2あらゆる場面での自然エネルギーの導入と活用を促進、3循環を基調とする健全な社会を構築、4多様な自然環境とふれあいの創造、5南海トラフ巨大地震を迎え撃つ環境対策を強化、6人が主役の環境保全・創造の六つの目標達成に向けて取組を推進するものでございます。

5ページ以降では、具体的な取組として、1スマート社会とくしまをはじめ、七つの柱を設定し、○で記載のとおり、47の重点取組を展開していくものであります。今後、県議会で御論議をいただきますとともに、パブリックコメントを通じて県民の方々から広く御意見をお聞きし、本年12月の策定に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2点目は生物多様性とくしま戦略案についてでございます。お手元の資料3生物多様性とくしま戦略案の概要を御覧ください。この戦略案は、さきの6月県議会におきまして、御報告させていただいたところではありますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聴きするため、パブリックコメントを実施し、先般、環境審議会において御審議いただいた答申案につきまして、お手元にお配りしております別添、資料4のとおり御報告させていただくものでございます。資料3にお戻りいただき、1ページの2戦略案の骨子の（2）戦略の期間については、本年度から29年度までの5年間としております。

（4）戦略の方向性と目標・行動計画につきましては、2ページから6ページにかけて記載をいたしております。

2ページでは、平成29年度までの目標として、14項目の目標を掲げ、下の欄の55の行動計画により推進してまいりたいと考えております。なお、3ページからの黒ポツの行動計画のうち、太字で記載させていただいている12項目につきましては、7ページの重点施策と位置付け、プロジェクトとして推進するものでございます。今後は、県議会で御論議いただいた後、戦略を決定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

吉田農林水産部長

それでは、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

まず、お手元の委員会説明資料の1ページを御覧ください。25年度の一般会計補正予算案についてでございます。農林水産部といたしましては、補正額欄に記載のとおり、今回、587万円の増額をお願いいたしております。補正後の予算総額は、18億6,761万円となっております。また、補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりであります。

4ページを御覧ください。農林水産部の主要事項でございます。農林水産技術統括本部

関係におきましては、農作物対策費の摘要欄①のア自然エネルギーで環境に優しい農業推進事業におきまして、温室効果ガス排出削減のため、農地管理技術の検証などに要する経費といたしまして50万円の増額、また、2段目の植物防疫費の摘要欄①のアみんなで環ガエル農業推進事業におきましては、農薬や天敵、栽培方法によります防除などを適切に組み合わせ、環境負荷を低減しつつ病虫害の発生を抑える技術実習に要する経費といたしまして、30万円の増額をお願いするものでありまして、農林水産技術統括本部合計といたしましては、補正額欄に記載のとおり80万円の増額をお願いいたしております。

次に、農村振興課関係であります。農業総務費の摘要欄①のア、鳥獣被害防止総合対策事業におきまして、近年増加しておりますサルによる農作物被害対策を強化いたしますとともに、鳥獣被害対策に取り組む多様な担い手を育成するための経費といたしまして、440万円の増額をお願いをいたしております。

5ページを御覧ください。林業戦略課関係であります。林業振興指導費の摘要欄①のア、マル新、森林・山村多面的機能発揮交付金事業におきましては、地域住民などの民間協働組織が行う森林の保全管理や利活用を支援するための経費といたしまして、67万円の増額をお願いをいたしております。以上でございます。

なお、農林水産部関係の報告事項はございません。よろしく御審議のほどお願いいたします。

中内県土整備部長

続きます。県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。

お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額の欄、下から3段目に記載しておりますとおり、県土整備部におきましては、今回、4,718万5,000円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算額は、4億3,617万3,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

続きます。6ページをお開きください。補正予算に係る各課別の主要事項説明でございます。まず、河川振興課でございますが、総合流域防災事業費の事業費の決定に伴い、3,068万5千円の補正をお願いしております。また、水・環境課におきましては、農業集落排水整備事業費の事業費の決定に伴い、1,650万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出を予定いたしております県土整備部関係の説明を終わらせていただきます。なお、報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

児島委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑を始めたいと思います。質疑をどうぞ。

長尾委員

おはようございます。そんな緊急ではないんですが、御理解ください。

6月議会で、新年度に、水環境に関する組織が県土整備部に一元化したと。そして、水・環境課ができて、公共下水道、浄化槽、農村集落排水、これらを全て県土整備部に一元化し、県土整備部長をトップに、水・環境課という新たな課ができた。本県は汚水処理率が全国最下位という不名誉な状況が続いているわけでございます。和歌山が最下位だったのが逆転をした。そういう中で、本県の水環境というものが随分遅れているということで、一元化したことは理解できるわけでありますが、その上で、従来よりも強い姿勢で、また速いスピードで、この水環境の改善を図っていかないと、本県に工場の誘致や、人を招くにしても、こういう不名誉なことが障害になってはいけないと思うわけでございます。そういう中で、例えば、本県の浄化槽は正に全国一に近い状況でございますが、法定検査の受検率については、真面目な人とそうでない人とがあり、なかなか不公平感がある。そういったことで、やはり県及び市町村が、行政の責任としてやらなければいけない。全国的にも様々な取組が行われていて、6月議会で指摘をした採水員制度という制度について、県としても前向きに取り組んでいくという答弁があったわけですが、その後の速やかな取組、進捗状況についてお聞きしたいと思っております。

川端水・環境課長

以前の委員会でも御説明いたしました。採水員制度を導入している都道府県については受検率が非常に高いこととお知らせしたと思っております。採水員制度については機動的に動ける、かつ、住民に近い保守点検業者が設置者とお話ししていただけるということで、我々としては何らかの期待を持っておるわけでございます。

先ほど申しましたように、他県の事例でも相当な成果を上げているということでございます。現在、本県における浄化槽の普及率は45.3パーセントという、依然として過半に満たない状況でございます。これを過半にしなければ、県民の皆様から公平性ということについて……。我々としても、過半に至っていない状況について、県民の皆様方に周知する場合において、やはりそういった率の状況であれば、なかなか信頼性という部分を理解していただけないということもございました。

そこで、県内の単独浄化槽の採水員制度を予定しているわけですが、なぜ、単独浄化槽に採水員制度をもっていくかということ、約7割が単独浄化槽であるためです。この単独浄化槽をいかに合併処理浄化槽に転換していくかというのも一つの課題であり、受検率の向上との両輪でいかなければいけないと考えているところでございます。

そして、身近にある保守点検業者が、設置者とそうした話をしていただくことによりまして、少しでも法定検査の受検の機会が増加していくのではないかと。最終的には、汚水処理普及率を全体の50パーセント、さらに60、70パーセントを目指し、我々としては、過半を超えて公平性はあるよという形を目指して、今後しっかりと頑張っていきたいと思っております。

長尾委員

今、説明がありましたように、法定検査を進めていく徳島県環境技術センターの職員は

四十数名と聞いており、浄化槽の数が20万とも言われている中で、とうてい全部やれるわけではない。そこで、保守点検業者が約四百数十名いると聞いてますが、その中で資格とか、立場を与えて、協力してもらおうと。さらには、問題になるのは合併浄化槽もさることながら、単独浄化槽にどうやって手を着けていくかということであり、こういうことに力を注ぐことにもなるし、受検率も上げられる。こういうことでありますから、結構なことだと思っただけでありまして、具体的に、スケジュール的には一体いつから全県的にこの制度を実施しようと思っっているのか教えてもらいたと思います。

川端水・環境課長

現在の予定におきましては、一括契約制度を導入している那賀町と神山町で、この10月から試験的な導入をやっていきたい。その結果を踏まえて、改善すべきことがあれば改善し、そして来年度4月以降に全面展開が可能であるような仕組み作りを考えまして、我々としては、4月以降については課題解決を踏まえた全面展開する予定でございます。

長尾委員

既に那賀町は一括契約でやっている。その後神山町、一時期、鳴門も協議会を設置してやるというようになってました。知事の選挙の時の公約は、この一括契約方式を任期中に10か所やるということで、もう2年を越えてるわけです。当面は採水員制度はこの二つをやって、新年度からは全面展開を全県下で実施したいという話でありますから、実施の各2町ともよく連携をとって、御苦労があらうと思いますが、ぜひ、これを実現してもらいたい。これを強く要請しておきたいと思っております。また、新たな制度といったことについては、後日お聞きしたいと思っておりますが、当面はそれでよろしく頼みます。

併せてもう一点ですが、これも以前から、3.11や、その前の阪神大震災の時にも他県で大きな問題になっていたのが、清掃業者との災害協定の問題であります。法定検査をする環境技術センターとは協定を結んでいるわけではありますが、一般的に言うくみ取り清掃業者との災害協定というのは、それぞれ市町村との契約で、入っている業者間の中でなかなか調整が取りにくく、さらには、県内にそういう団体が複数ある。その中で、協定を結ぶべきだという指摘をしていたんですが、なかなか難しいという状況もあったわけですが、最近、ある団体と災害協定を結ぶというような報告もお聞きしたり、さらには、もう一団体も含めて、今どのような状況なのか、これも併せてお聞きしておきたいと思っております。

川端水・環境課長

両団体とも、方針が違うと思うんですけども、ただ、災害時における支援協定については、両団体違いはあれども同じ方向を向いていたと、私個人的には話合いの中で認識したところでございます。今後どういうふうにやっていくかということにつきましては、他府県では協定の内容の状況によって様々ございますので、本県の状況に適した協定の内容に詰めていかないといけないのかなと考えておりまして、現在、協定の内容の詰めを行っているところでございます。できる限り早期に、年度内に災害協定が締結できるようしっかりと取り組むとともに、市町村との連携ということも不可欠でございますので、この3者、4者が連携しながら、一気に進めてまいりたいと考えております。

長尾委員

これまでのいろんな経過で、なかなか協定を結ぶのが難しい中で、そこまで来たということは、評価するところがございます。いわゆる清掃業者、保守点検業者、さらには法定検査、そして市町村が一体とならないと、なかなか那賀町のような一括契約はできないし、かつまた、一括契約より市町村型の導入ということへの道筋を付けるためにも、今回のこの災害協定を機に、ぜひ、市町村ともよく連携をとりながら詰めていただきたいと思います。過日セミナーが行われて、PFIの利用による浄化槽の普及ということで、小松島出身の環境省の浄化槽担当職員の方の講演や、それから四国では、愛媛県愛南町の画期的な浄化槽、汚水処理の取組の報告がありました。公共浄化槽という表現を使っています感動したんです。どうしても、下水道というのは公共・市町村というイメージがありますが、浄化槽というのは個人の設置というイメージが強いわけでありますけれども、町がきちんと公共浄化槽と位置付け、町民の理解を得て、画期的な取組がされている。私はこれは大変いい報告事例であったと思うんですが、当然、県の田尾さんや、川端さんも出て、市町村の担当者も出ておりましたけれども、やはり、何といても首長の理解が大事だと思います。ぜひ、今回の採水員制度の取組や、また、清掃業者との災害協定を機に、一挙に知事の目標としている一括協定10か所、さらには、市町村型、そういったところの道筋が、今年水環境が一元化した結果として、この一年大きく進むようなことを期待しております。ぜひ、部長をはじめ課長も頑張ってください。部長のその辺の決意を聞かせていただければ有り難いと思います。

中内県土整備部長

し尿処理の清掃の協定については、阪神淡路並びに東日本大震災という中で、避難所において非常に劣悪な環境にあったということがございます。そういった面で、こういった協定を、各団体の地域への貢献という意味でも、そういった視点で進めてまいりたい。それを契機といたしまして、合併浄化槽の積極的な普及についてしっかりと頑張っていきたいと考えております。

長尾委員

ぜひ、今の部長の答弁のとおり頑張ってもらいたいと思います。いろんな社会の変貌に伴って、公共下水道は大変時間もかかるし、経費もかかるという中で、公共下水道、流域下水道も含めて、一部見直しということもあるだろうし、各市町村においても、そこらがある意味大胆にできるように、私は新しい体制になった水・環境課、そして県土整備部の取組に重ねて期待をして終わりたいと思います。

木南委員

PM2.5の件ですが、今、徳島県の全体的な現状を踏まえて、お知らせいただきたい。それと、補正予算の中に2,892万5,000円の予算が組まれていることは、後でお聞きしますので答弁いただけたらと思いますが、現状について御報告いただけたらと思います。

山崎環境管理課長

PM2.5の現状である測定結果について御報告申し上げます。

PM2.5につきましては、現在、徳島市、阿南市、美馬市、三好市、美波町のほうで測定を行っております。その結果につきましては、県のホームページでリアルタイムに公表しております。環境基準がございまして、日平均値として35マイクログラム／立方メートル、大気1立方メートル中に35マイクログラムというのが環境基準となっております。25年度で申し上げますと、徳島局においては、8日環境基準を超過した日がございました。那賀川局におきましては12日、それから脇町局におきましては12日、由岐局におきましては12日、池田局におきましては8日、それぞれ環境基準を超過した日がございました。今申し上げましたのは、25年度4月以降の話でございます。PM2.5につきましては、注意喚起のための暫定的な指針値というのが定められておるんですが、それにつきましては、日平均値70マイクログラム／立方メートル、環境基準のちょうど2倍に当たる数値でございます。この70マイクログラム／立方メートルを超過した日は、今年度はございませんでした。また、注意喚起を行う判断基準というのが国のほうで示されておまして、それは、午前5時、6時、7時の1時間値の平均値が、85マイクログラムを超えたときということですが、本県では1局でも85マイクログラムを超えたときには注意喚起を行うこととしております。これについても該当する日はございませんでした。

木南委員

何でこんなことを聞いたかと言うと、いわゆる発生源が日本海を隔てた向こうで、そこから来るわけです。徳島というのは太平洋側に位置してますから、若干希釈されて来るのではないかと考えてるんです。と言いながら、安心はできないという背景はあるんだろうと思います。

今報告いただきましたように、35マイクログラム／立方メートルを超えたのは8日から12日間である。と言いましても、超えた日があるわけですから、県民の健康被害を心配せざるを得ないところが背景としてあるんだと。

そこで、今県下にあるのが5か所で、今度、2,800万円余りの予算をかけるのは、分析体制の整備なのか、設備の増強なのか、そこら辺も加えて、なぜこんなことをするのか。あるいは、これは広域の日本海を隔てて来るものですから、日本全体、世界の問題でもあるわけで、我々は日本全体のことを考えなければいけないと思うんです。この財源は、国から要請があつてするのか、徳島県が独自にしようとしているのか。あるいは、このデータは全国データとしての基礎資料なのか、そこらあたりも含めて、意義をお知らせいただきたいと思います。

山崎環境管理課長

まず、PM2.5の測定局のことですが、6月の補正で認めていただきましたことありまして、今年度中にあと5局設置する予定でおります。今の5局体制から10局体制ということで、よりきめ細かい観測ができることとなります。

それから、もう一点、成分分析をなぜ行うのかというお話ですが、PM2.5につきましては、その発生源と言いますのが、まずは土壌からの発生、それから、石油、石炭の燃焼

でも発生してきます。それから、自動車排ガスなども考えられます。さらに、二次的に大気中で化学反応が起こって発生するという場合がございます。それともう一点は、今、お話にあったように、海外からの移流ということも考えられます。実際に、発生源となる工場、事業場、車がないような離島においてもPM2.5が検出されていることを考えますと、やはり海外からの移流が見られるのではないかと、そういう状況にあります。

そういう中で、成分分析はなぜ行うのかということなのですが、今までのところ、PM2.5の濃度については、ある程度全国的なデータが集まっておりますけれども、その成分を測ることによって、その発生源がどこかということが分かってまいります。測定しますのが、イオン成分、それから無機元素成分、それから炭素成分、大きく分けて三つなのですが、これらを測定することによって、例えば、工場、事業場での物の燃焼によるものなのか、あるいは、車の排ガスによるものなのか、そういうところが分かってまいります。黄砂時につきましても、成分によって、これは黄砂か、黄砂以外のものなのかということが分かってまいります。成分分析の方法は、国のほうでガイドラインが示されておまして、本県だけではなくて、全国的にこの調査、成分分析を進めることとなっております。

予算につきましては、国から交付された基金に該当する元金交付金によって、整備しようと考えております。

木南委員

PM2.5の発生源はいろいろ言われており、車の排気ガス等々、いろいろあるわけですが、我々の認識、いろんなメディアのニュース等を見てみますと、中国大陸が発生源でないかと言われておるんです。そこら辺も十分分析をしてもらわないといけませんし、何でこんなことを聞いたのかというと、これは徳島だけの問題でないわけです。グローバルな地球規模の問題でもありますし、我が国、日本列島全体の問題でもあるものですから、やはり国がデータ収集するのが大きな目的でないかと思うんです。県は県としての県民に対する情報公開等も要るんですが、主には国のデータ集め、あるいは、国民の健康管理のために行う事業でないかと思うんです。ですから、財源等もお聞きしたんですが、これはやはり、国の指示によって、国の財源でやると、こういうことなんではないかを感じるんですがいかがですか。

山崎環境管理課長

成分分析につきましては、成分分析ガイドラインというのが環境省から出ております。これによって、それぞれの自治体が今年度中に成分分析の体制を整備しなさいというようなことになっております。整備につきましては、県単で行う県もありますし、基金等を利用して行うところもありますけれども、整備された状況になりますと、データについては国が一元的に収集して、それによって、例えば越境汚染対策等に結び付けていくような動きはあると考えております。

木南委員

私がお聞きしたのは、国は国としてのデータ収集のための施設や設備等が完備しているのかどうかという話と、都道府県が集めた情報分析等を集計して国の資料としているのか、

どんなんでしょうねということが質問の趣旨なんですがいかがですか。

山崎環境管理課長

国は独自で調査研究を進めております。県といたしましても同じように進めておりまして、そのデータにつきましては、国としましてやはり全国のデータが欲しいというところがありますので、その辺はお互いのデータを共に利用し合うということで進めております。これらのデータから、発生源がどこであるかということについて、また、対策をどうするかということについて検討されていくと考えております。

木南委員

徳島県は5か所を10か所にしようとしているわけで、そこら辺は国との整合性を図っているだろうと思うんですが、国の情報収集基地は徳島県ではどこにあるんですか。

山崎環境管理課長

国独自というのは整備はされておきませんが、各測定局で測ったデータにつきましては、国のほうに送られておきまして、国のホームページで全国的な状況が見える状況になっております。

国が徳島県内に設置しておる局舎はございませんが、ただ、最初の段階では国の補助によって設置されたものなのか、設置された段階のことにつきまして、ちょっと私、十分把握できておりません。失礼しました。

木南委員

なんかアドバイスがあるんですか。どうぞ。

山崎環境管理課長

やはり、徳島局のPM2.5測定器につきましては、国が最初設置したということです。当時は、PM2.5は今のように問題視されておきませんでして、徳島局については試験的に国が設置しております。

それから、先ほど申しました、離島でPM2.5が観測されるという状況がありますが、そのような局については、国のほうが設置しているという状況です。

木南委員

結局は、徳島局の最初のお金については、予算、財源は国庫なんですよ。だから、国としたり、徳島県もちゃんと調査してくれと、その資料は国にも持って来いと、県民の生活環境を調査する、あるいは、いろんな対策をとるといふ資料にもせないかんし、それはイコール国の資料の基礎データでもあると、こういうことでないかと思うんです。私が言うのは、国の基地が10か所あって県が10か所あって、そんなに二重手間が国がして県がするんだったら、そこら辺をいろいろ考えながら、メッシュを入れていかなあかんだらうと思うんですが、ほとんど県がまる抱えということであれば、国のデータの正確性にも関わってくるし、県のいわゆる県民の環境あるいは健康保持のためにも非常に大事な施設であ

と思うんで、そこら辺は十分に検討しながらいい場所を決めて、正確なデータが欲しいと思います。

山崎環境管理課長

先ほども申しましたように、今年度中に10局に増やすということで、設置する場所も検討しております。来年、年度初めには、県内10局のそれぞれの地域のデータを県民の皆様にもリアルタイムで見ただけの態勢を作ってまいりたいと考えております。

木南委員

生物多様性とくしま戦略の概要版の2ページ目の8番ですが、森づくりの目標を明確に示し、カーボンオフセット等の仕組み、くしまビオトーププランを活用しながら、里山人工林等劣化した生態系の15パーセント以上を回復していくと、こういう話なんですけど、この15パーセントの分母というのはどこになるんですか。

児島委員長

小休します。（11時26分）

児島委員長

再開します。（11時27分）

村上自然環境室長

29年度までの目標の8番目にあります、里山人工林等劣化した生態系15パーセント以上を回復していきますという目標の根拠なんですけれども、この文言自体は、愛知目標の中で設定されたものに端を発しまして設定されているものでございまして、本県におきまして、いろいろ人工林等の展開等によりまして、それを劣化したというふうに表現しておりますけれども、こういった森林につきまして、協働の森づくりでありますとか、県民参加によりまして植樹等の森づくりによりまして回復していこうとするものでございます。

木南委員

15パーセントというのは、何の15パーセントかと言っているのであって、これを出すには基礎データをちゃんと持つってほしいと思うんです。今日は突然の質問ですので、資料が揃ってなければそれでいいんですが、付託などいろんな機会に教えてほしいと思います。以上で私の質問を終わります。

寺井委員

PM2.5の関連でちょっと質問したいと思います。今、木南先生がいろいろと質問をされたわけですが、PM2.5の主な原因は自然発生といわゆる石油製品等々の焼却かなんか知りませんが、それと自動車の排気ガス、こういうようなお話があったわけですが、PM2.5が出た当初は、たばこの煙と同じだと、こういう話がよく出ておったわけですが、今聞いて安心をしたわけです。先日もテレビの

ニュースで、中国のPM2.5が増えた原因は車だと、特に車の台数が急激に伸びてきた中では、それが大きな原因だということをやっておりました。中国がある器械を設置して、車が通ったらその排ガスを一台ずつチェックして、基準を上回るような排ガスが出ているのを発見すれば、それを改善させているということをやっておりました、その時はフォルクスワーゲンの車がそれに当たっていたようでございます。これだけ排ガスの影響が大きい中で、今、離島なんかは車がない中でというお話ですけれども、私が一番よく心配するのは、これだけ日本は車社会になっている中で、日本の車は性能が良くて排ガス規制がきちんとできていて、影響が少ないかとは思いますがけれども、例えば、県庁の周囲でPM2.5の影響があるという中で、県庁の周囲で一日に車の走っている量はどのくらいなのかお聞きしたい。そして、それが影響があるのかないのか。そしてもう一つは、先ほど測定器を設置して国も県も調査をするんだというお話でしたけれども、一番いいのは、できたらその設置場所を県庁の周囲にさせていただき、数値が分かれば非常に有り難いなど。たばこの被害はよく言われますけれども、反論をしたいなと思っておりますので、ぜひ御協力を頂いたらと思います。ちょっと教えてほしいんです。

山崎環境管理課長

PM2.5の測定局舎につきましては、現在、徳島市にごさいます、新蔵町の徳島保健所で測定しております。もう一つ、自動車排ガスを測定する局舎としまして、新蔵町に徳島合同庁舎がございまして、こちらが自動車排ガス測定局となっております。そちらのほうでは、自動車排ガス中のPM10の値、SPMと申すんですが、そういうものを測定しております。SPMとPM2.5というのは粒子の大きさの違いだけですから、ある程度PM2.5濃度の目安になる状況でございます。

以前に、ディーゼル車の排ガスが問題になった時に、SPMが問題になりまして、その関係で自動車排出ガス測定局には、SPMを測定する装置を設置しております。

寺井委員

既に、この近くに設置場所があるということを初めて知ったわけですがけれども、非常に環境が良くない中で、我々はこうやって生活をしている。そして、実は国のたばこ特別委員会などで、私がたばこの話をしますけれども、「たばこの害より、車の排ガスのほうがよほど人間に影響があるんじゃないか」と言っても、厚生労働省の審議官は来てても一切返事はしません。国の産業なのか、そういうところは本当におかしい話で。今日のこういう機会に、木南先生がお話をさせていただいた中でPM2.5の調査をするというので、非常に有り難いなと思っておりますので、そういうのをきちんとやってほしいなど。これが本当に体に良くないのか、悪いのかということも含めて結論を出していただければ非常に有り難いと、そんなふう思うところです。ありがとうございました。

児島委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」という者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、環境対策特別委員会を閉会いたします。（11時34分）